

相続税法が改正されます

相続税法の改正で平成27年1月1日以降に開始する相続税の課税が強化されます。

POINT① 基礎控除の引下げ

- ・改正前 定額控除 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
 - ・改正後 定額控除 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
- 〈参考〉配偶者 + 子2名 の場合
- ・改正前 5,000万円 + 1,000万円 × 3名 = 8,000万円 の基礎控除
 - ・改正後 3,000万円 + 600万円 × 3名 = 4,800万円 の基礎控除

POINT② 税率の変更

- ・改正前 最高税率 50% (相続財産 3億円超)
- ・改正後 最高税率 55% (相続財産 6億円超)

居住用財産(住まい)にかかる相続税



- ・家屋の評価額 原則として、固定資産評価額が相続税の評価額となります。
- ・土地の評価額 原則として、国税庁が定める路線価 × 面積が評価額となります。
- ・宅地評価額の特例 被相続人(亡くなられた方)が生前住んでいた自宅の敷地で、同居していた相続人(財産を受け継ぐ方)が引き続き住まれる場合等は 240m^2 を限度として、80%の評価減が適用されます。

〈計算例〉
・家屋の固定資産税評価額 1,500万円
・土地の路線価 25万円/ m^2 面積 150 m^2 の場合

$$\begin{array}{ll} \text{評価減適用なし} & 1,500\text{万円} + 25\text{万円} \times 150\text{m}^2 = 5,250\text{万円} \\ \text{評価減適用あり} & 1,500\text{万円} + (25\text{万円} \times 150\text{m}^2) \times 20\% = 2,250\text{万円} \end{array}$$

上記計算例で、評価減の適用がなければ居住用財産だけでも相続税を納める必要があります。

なお、宅地評価減の特例適用には条件がありますので、ご注意ください。
ご不明な点があれば、住まいの駅にご連絡ください。

リフォーム現場情報！



築150年のT邸 蔵・長屋門の改修工事です。

新築現場情報！



S邸の上棟です。構造材には熊本県産の杉を使用しています。